

令和6年

9月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年（令和6年）9月13日（金）14：30～：14：56	反 訳：西 都
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階 中集会室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 博文 9 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 岡田 如弘 [欠席委員] 計（2名） 8 友田 吉春 13 森 忠清 [事務局] 計（5名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事 務 局	それでは、ただいまから令和6年9月の農業委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友田会長	皆さんこんにちは。お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。 （会長挨拶）
事 務 局	それでは、続きまして農業委員会総会を開催いたします。 早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は8番友田吉春委員、13番森副会長でございます。
友田会長	したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人は、10番辻林孝幸委員、11番福本敏行委員の御両名にお願いいたします。 （両委員の承諾あり） それでは、議案書1ページをお願いいたします。 9月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号となっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。

事 務 局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 1 件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。 議案第 1 号、1 番、久井町の物件につきまして事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。 議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、久井町で、地目は、田 2 筆、面積は合わせて 1, 179 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 500 m、車で 3 分の距離に位置しております。 譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は 330 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「周辺農地に支障のないよう、適正に管理いたします。」とのことです。 続きまして、地区担当の森光彦委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、野菜栽培及び保安全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 2 件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。
事 務 局	議案第 2 号、1 番、平井町の物件につきまして事務局から説明願います。 事務局の岸田でございます。 議案書 5 ページ、1 番について説明させていただきます。 物件の所在地は、平井町で、地目は、田 1 筆、面積は 696 m²、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は住宅、公共施設等が連たんした区域に近接する区域にあり、一団の農地の

友田会長	規模がおおむね10ha未満のものであるため、第2種農地と判断されます。 転用目的は露天駐車場で、譲受人は中古自動車の販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の自動車置場だけでは不足しているため、普通自動車25台分の露天駐車場に転用するものです。 続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。 続きまして、議案第2号、2番、大野町の物件につきまして事務局から説明願います。
事務局	議案書5ページ、2番について説明させていただきます。 物件の所在地は、大野町で、地目は、畑1筆、面積は92㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は、住宅、公共施設等が連たんした区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模がおおむね10ha未満のものであるため、第2種農地と判断されます。 転用目的は露天駐車場で、譲受人は建設用鋼材の加工及び組立工事を営んでいますが、工場内に駐車している車が作業の支障となっており、路上に駐車せざるを得ない状況を是正するため、工場から道を隔てた向かい側にある申請地を譲り受け、軽トラック1台、普通自動車1台の露天駐車場に転用するものです。 続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は現在、休耕地となっている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲渡人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。

事 務 局	(異議なしの声) 異議なしということで、議案第2号、2番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。 続きまして、議案書6ページをお願いいたします。 議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画2件を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第3号、1番、府中町四丁目の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書7ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は、府中町四丁目で、地目は、田1筆、畑1筆、面積は合わせて2,446㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の飯村委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
友田会長	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第3号、1番については許可することを決定いたします。
事 務 局	続きまして、議案第3号、2番、坪井町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書7ページ、2番について説明させていただきます。 物件の所在地は、坪井町で、地目は、畑1筆、面積は4,942㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、ミカンを栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地でミカンを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

友田会長	た。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） 異議なしということで、議案第３号、２番については許可することと決定いたします。 続きまして、報告案件に移ります。 議案書８ページ、お願いします。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用１件を、専決により受理しましたので報告いたします。 議案書９ページを御参照ください。 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 それでは、農業委員会総会をこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。
------	--

	閉会時間 １４時５６分 上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。 会 長 委 員 委 員
--	--